

佐賀県告示第4号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成26年佐賀県条例第87号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、令和6年1月20日から施行する。

令和6年1月19日

佐賀県知事 山口 祥 義

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 2-(エチルアミノ)-2-(3-ヒドロキシフェニル)シクロヘキサノン (通称名: HXE、Hydroxetamine) 及びその塩類
- (2) 化学名 N-エチル-4-ヒドロキシ-N-プロピルトリプタミン (通称名: 4-HO-EPT) 及びその塩類
- (3) 化学名 エチル=3,3-ジメチル-2-(1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド)ブタノアート (通称名: EDMB-PINACA) 及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため